

## 田原市中小企業者チャレンジ支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者、中小企業者を構成員とする組合若しくはグループ又は中小企業者等の支援を目的とする団体が、国等の支援策の活用を目的として行う新業態の開発、新商品・新サービスの開発、販路開拓及び産業基盤施設整備等の計画づくりを支援することにより、本市経済活力の向上を図ることを目的として交付する田原市中小企業者チャレンジ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 中小企業団体 構成員の大半が中小企業者で構成される組合又はグループ
- (3) 支援団体 商工会及び本市の産業振興を目的として設立されたまちづくり会社、NPO法人等

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に活動の拠点又は本社若しくは事業所を有する中小企業者、中小企業団体及び支援団体で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (3) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う、又は行うおそれのある組織の構成員でないこと。
- (4) 第5条に規定する補助対象経費について、本市で実施する他の補助金を受けていないこと又は受ける予定がないこと。
- (5) その他市長が不相当と認める者ではないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に掲げるものとする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表第2に掲げるもののうち、市長が必要か

つ適正と認めるものとする。ただし、国、県その他の機関から補助金等（申請段階を含む。）がある場合は、その補助金等を控除して算出した額を補助対象とする。

（補助率及び補助金の額）

第6条 補助金の補助率及び補助金の額は、別表第2に規定するものとし、補助金は、当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（実施期間）

第7条 補助対象事業を実施する期間は、第10条の規定による決定を受けた日から当該年度末までとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金事業計画書（様式第2号）

(2) 法人登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書を提出できる時期は、当該年度の公募要領に定めるものとする。

（交付決定）

第9条 市長は、交付申請書の提出があったときは、公募要領に定める手順によりその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の可否を決定するときは、補助対象者から公募等の閲覧に係る同意を得て、市税の納付状況等を確認するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定において、過去にこの補助金を受けたことのない者を優先するよう努めるものとする。

4 第1項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付申請変更（中止）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(1) 交付申請書又は添付書類の内容に変更（市長が認める軽微なものを除く。）が生じたとき。

(2) 交付決定を受けた事業を中止しようとするとき。

- 2 補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）が予定期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨を報告し、指示を受けるものとする。
- 3 市長は、第1項の変更届の提出があったときは、補助金の交付決定の内容を変更又は中止（以下「変更等」という。）をすることができる。
- 4 前項の規定により補助金の変更等を決定したときは、田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付決定変更（中止）通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定により補助金の中止を決定した場合において、必要と認めるときは、交付決定者が既に支出した補助対象経費に対し、補助金を交付することができる。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、完了の日から起算して20日を超えない日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 当該補助金交付決定通知又は交付決定変更通知の写し
- (2) 事業実績書（様式第6号の2）
- (3) 成果品、写真等
- (4) 支援事業に要した経費を証する領収書の写し

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容の審査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金確定通知書（様式第7号。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

- 2 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額の合計額と補助金の交付決定額又は変更交付決定額のいずれか低い額とする。
- 3 市長は、第1項に規定する補助金の額の確定において必要があると認めるときは、事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

（補助金の請求及び交付）

第13条 交付決定者は、確定通知書を受けた日から起算して15日以内に田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金請求書（様式第8号）により、市長に対し補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査した上で速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の申請により交付を受けたとき。
- (2) 第10条に規定する届出を行わずに補助事業の変更等をしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 交付決定者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

(補助事業終了後の調査)

第16条 市長は、補助事業完了後においても、事業成果に関する調査を実施することができる。なお、交付決定者は、これに応じなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月5日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第4条関係）

事業区分	事業内容
先進地等視察事業	事業計画立案に際し、同種の事業を既に実施している先進地や当該事業計画により販路開拓を目指す市場等の視察を行う事業
専門家等招へい事業	専門的な知見を活用し事業計画の実効性を高めるため、関連分野の専門家を招へいする事業
基礎調査事業	事業計画立案に必要な基礎的なデータの収集や、事業効果の検証に係るマーケティング調査及び調査に必要な試作品の製造等を行う事業

別表第2（第5条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	補助金の額
先進地等視察事業	旅費及び視察手数料	2 / 3	1人当たり15万円以内 (原則、1申請あたり3人まで)
専門家等招へい事業	専門家謝金及び費用弁償	1 / 2	50万円以内
基礎調査事業	委託料、調査員報酬、消耗品費、加工外注費、原材料費その他事業に必要なであると市長が認める経費	1 / 2	50万円以内

## 備考

- 1 補助対象経費は、事業に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金の交付決定以降に発注、契約等を行い、当該年度内に事業が完了し、かつ証拠書類によって補助事業に使用した金額が確認できる経費を対象とする。
- 2 公租公課、機械装置等購入費、飲食・接待費、振込手数料その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用は対象外とする。
- 3 先進地視察旅費及び専門家等の招へいに係る費用弁償についての交通手段は、公共交通機関を利用するものに限る。また、グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金及びタクシー代は対象外とし、宿泊施設はやむを得ない場合を除きスタンダードクラスを利用するものに限る。なお、実績報告書には、視察の日時、目的、行き先、視察者、料金、内容等を記載した報告書を添付すること。
- 4 委託費については、理由が明確かつ妥当なもののみ対象とする。
- 5 交付申請は、事業実施年度において事業区分ごとに1事業主体1申請とする。

- 6 補助金の交付決定を受けた事業について、翌年度以降に同一の事業区分の事業について申請があった場合は、補助の対象としない。

様式第1号（第8条関係）

田原市中小企業者チャレンジ支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 所在  
名称  
代表者職氏名 印

田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金の交付を受けたいので、田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、公簿等の閲覧による市税の納付状況等の確認に同意します。

事業分野	<input type="checkbox"/> 先進地等視察事業 <input type="checkbox"/> 専門家等招へい事業 <input type="checkbox"/> 基礎調査事業
補助事業に要する経費	円
交付申請額	円
事業完了予定年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 法人登記事項証明書（個人の場合は、住民票とする。）
- (3) その他市長が必要と認める書類



(6) 事業実施体制

(7) 実施スケジュール

(8) 事業の達成目標

## 2 経費明細表

### (1) 経費配分内訳

(単位：円)

経費区分	内 容	補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	経費内訳
合計				交付申請額

(注1)「経費区分」とは、旅費、専門家指導謝金、委託費等の経費をいう。

(注2)「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう。

(注3)「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費をいう。

(注4)「経費内訳」は、必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

(注5)「補助対象経費」及び「経費内訳」は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入すること。

### (2) 資金調達内訳

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金 等		
そ の 他		
合 計		

(注) (1) 経費配分内訳の補助事業に要する経費の合計額が、(2) 本年度の資金調達内訳の合計額と一致すること。

### (3) 補助事業の経理担当者の役職名・氏名

田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金の交付については、田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付要綱第9条の規定により決定したので、次のとおり通知します。

1 交付する

事業名	
交付決定額	円

2 交付しない

理由	
----	--

3 交付の条件

- (1) 補助事業の内容は、補助金交付申請書に記載されているものとする。
- (2) 補助事業の計画を変更又は中止するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難な場合は、市長に対してその理由を速やかに報告し、指示を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
- (5) 補助金の条件に違反した場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

様式第4号(第10条関係)

田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付申請変更(中止)届

年 月 日

田原市長 殿

申請者 所在地  
名称  
代表者職氏名 印

年 月 日付け 田商第 号で補助金の交付決定を受けた田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付申請の内容を次のとおり変更したいので、田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		
変更・中止の別	変更 ・ 中止	
変更・中止年月日	年 月 日	
変更・中止の理由		
変更の場合	変更事項	
	変更前	
	変更後	

※交付申請書の添付書類で変更があるものは添付すること

様式第5号（第10条関係）

田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付決定変更（中止）通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付で届のあった交付申請の内容の変更について、田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付要綱第10条第4項の規定により、変更（中止）決定したので、次のとおり通知します。

事業名	
変更・中止の別	変更 ・ 中止
変更・中止年月日	年 月 日
変更事項 (変更の場合)	

様式第6号(第11条関係)

田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 所在地  
名称  
代表者職氏名 印

年 月 日付け 田商第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了しましたので、田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

事業名	
交付決定額	円
補助対象経費	円

添付書類

- (1) 当該補助金交付決定(変更承認)通知の写し
- (2) 事業実績書(様式第6号の2)
- (3) 事業実施成果の確認できる書類・写真等
- (4) 事業に要した経費を証する領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第6号の2（第11条関係）

事業実績書

1 事業実施の概要

(1) 事業名	
(2) 事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
(3) 事業実施内容	
(4) 事業実施成果	
(5) 今後の見通し等	

## 2 経費明細表

### (1) 経費配分内訳

(単位：円)

経費区分	内 容	補助事業に 要した経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	経費内訳
合計				

(注1)「経費区分」とは、旅費、調査委託費、専門家謝金等の経費をいう。

(注2)「補助事業に要した経費」とは、当該事業を遂行するために必要とした経費をいう。

(注3)「補助対象経費」とは、「補助事業に要した経費」のうちで補助対象となる経費をいう。

(注4)「経費内訳」は、必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

(注5)「補助対象経費」及び「経費内訳」は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入すること。

### (2) 資金調達内訳

(単位：円)

区 分	補助事業に要した経費	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金 等		
そ の 他		
合 計		

(注) (1) 経費配分内訳の補助事業に要した経費の合計額が、(2) 本年度の資金調達内訳の合計額と一致すること。

### (3) 補助事業の経理担当者の役職名・氏名

様式第7号（第12条関係）

田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金の交付については、次のとおり確定したので、田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補助金額	円
事業名	
交付の条件	年 月 日付けによる補助金交付決定通知書に記載のとおり

備考

- (1) 田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合及び補助金の使途が適正でない場合は、この決定を取り消すとともに、市長の求めに応じ、交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
- (3) この事業について、市長が必要な調査を行うときは、調査に協力すること。

様式第8号（第13条関係）

田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金  
請 求 書

金	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---

ただし、 年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知を受けた下記事業のもの。

記

補助事業区分	田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金
--------	----------------------

振込先金融 機 関	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店   支店																			
	預金の種類 及び番号	普通  当座	預金 口座番号																			
	口 座 名	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td> </tr> </table>																				

(注) 口座名はカタカナで記入し、濁点、半濁点は1字として計算して下さい。

上記金額を請求します。

年 月 日

田原市長 殿

申請者 所在地  
名称  
代表者職氏名

印

様式第9号（第14条関係）

田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付決定取消し通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長 印

下記の田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金の交付決定について、田原市中小企業者チャレンジ支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、次のとおり取り消しましたので通知します。

事業名	
交付決定額	円
交付決定通知	年 月 日 第 号
取消し年月日	年 月 日
取消し内容	
取消し理由	